

## 令和6年度 埼玉県高等学校等奨学金申請のしおり

高校生等に修学のための費用として  
無利子で奨学金をお貸しする制度の御案内です。  
連帯保証人は不要です。



埼玉県のマスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

- **申請書類は、直接埼玉県教育局財務課へ提出してください。**
- この奨学金制度は、高等学校等に在学する生徒のうち、品行方正で学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、奨学金を貸与する制度です。
- **この奨学金は保護者の方にお貸しするのではなく、生徒本人に直接お貸しするものです。借り受けた本人は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。**  
貸与を希望する方は、奨学金の返還義務を十分理解した上で申請してください。
- 家計急変の申請は、随時行うことができます。

問い合わせ先

埼玉 高校 奨学金



〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-830-6652

FAX 048-833-0497

メール a6630-06@pref.saitama.lg.jp



# 目次

◇◆奨学金の申請に関するお知らせ◆◇	1
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ	2
2 対象となる生徒	3
3 所得基準	3
4 奨学金貸与額・期間	4
I 奨学金貸与額について	
II 貸与期間	
III 貸与方法	
5 返還	6
I 返還について	
II 返還猶予	
III 返還免除（又は一部免除）	
6 申請と審査	7
I 申請方法及び書類	
II 審査と貸与資格認定	
III 申請前の最終確認	
7 よくある質問	10
○ 市（町村）民税所得割額記載書類一覧（市町村別）	12
○ 申請書記入例	13
<b>届出書類様式</b>	
○ 奨学金貸与資格認定申請書（新規・在校生用）（様式第1号（2））	
○ 奨学金貸与辞退（申請取り下げ）届（様式第4号）	

## ◆◆奨学金の申請に関するお知らせ◆◆

～必ずお読みください～

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。  
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります。  
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。  
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れることがあります。
- ✓ **借入手続きには、戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認が必要です。戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認がいただけない場合、貸与を受けることができません。**  
例えば、両親が離婚し、生徒本人が親権をもたない親と生活している場合であっても、戸籍上のすべての親権者の同意が必要です。  
また、親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行き、署名と本人確認をする必要があります。
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入れはできません。また、その確認に時間を要し、希望日に入金できない場合もありますので御了承ください。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報に当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀行）に対して提供する場合があります。

御理解と御協力をお願いいたします。



## 1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ

- ① 申請者は、直接埼玉県教育委員会へ申請書類を提出します。

申請書と必要書類を揃えて埼玉県教育委員会へ提出します。（必要書類は7ページを参照してください。）

※ 申請者から県に書類を提出する期限は、令和7年2月28日（金）となります。

- ② 埼玉県教育委員会から貸与資格の審査結果を通知します。

生徒からの申請に基づき、埼玉県教育委員会で貸与資格の審査を行います。  
審査には埼玉県教育委員会に提出のあった日から概ね一か月程度の期間がかかります。

埼玉県教育委員会は、在学する学校、及び申請者（生徒）へ貸与資格の審査結果を通知します。  
貸与資格が認定された申請者（生徒）へは、併せて埼玉りそな銀行で奨学金の借入（契約）  
を行うための書類を送付します。

- ③ 埼玉りそな銀行で借入（契約）手続きを行います。

貸与資格が認定された申請者（生徒）は、埼玉りそな銀行と契約を結び、奨学金の貸与を受けます。

借入（契約）手続き完了後、月の7日または23日<sup>※</sup>に、認定された種類の奨学金の貸与を受けます。（埼玉りそな銀行の生徒名義の口座へ振込）

※ 7日または23日が埼玉りそな銀行の休業日の場合、入金は翌営業日になります。

継続して奨学金の貸与を希望する方へ

○令和7年4月以降も高等学校等に在学し、引き続き月額奨学金の貸与を希望する場合には、改めて在学高等学校等で申請が必要です。

### 高等学校等卒業後

- ④ 高等学校卒業予定月の4年6カ月経過後から返還を始めます。

奨学金の返還は「埼玉りそな銀行」へ行きます。返還開始時期が近づきましたら、埼玉県教育委員会よりお知らせします。

**貸与を受けた奨学金は、高等学校等を卒業後に必ず返還しなければなりません。**

## 【重要！！】必ずお読みください。

- 申請者（＝貸与を受ける者）は、生徒本人です。
- 申請時生徒本人が未成年の場合は、埼玉りそな銀行で借入手続を行う際、**戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認が必要です。**  
戸籍上のすべての親権者に同意をいただけない場合、貸与を受けることができません。また、**親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行き、署名・本人確認をする必要があります。**  
例えば、両親が離婚し、生徒本人が親権をもたない親と生活している場合であっても、戸籍上のすべての親権者の同意が必要です。  
また、親権者のうち1人は、生徒本人と一緒に埼玉りそな銀行の窓口へ行き、署名と本人確認をする必要がありますので、御注意ください。
- 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨学金の借入れはできません。また、その確認に時間を要し、御希望日に入金できない場合もありますので御了承ください。

## 2 対象となる生徒

以下のすべての要件に該当し、令和6年1月以降に、保護者の死亡、失職、退職、転職離別等により収入が減少（家計急変）した方が今回の募集対象となります。

- (1) 高等学校等<sup>※1</sup>に在学すること
- (2) 保護者が埼玉県内に居住していること
- (3) 品行方正であって、学習意欲があり<sup>※2</sup>、経済的理由により修学が困難<sup>※3</sup>であること

- (1)～(3)の要件については、生徒本人の申請に基づき、埼玉県教育委員会が審査を行います。審査の結果、貸与資格認定を受けられない場合があります。
- ※1 「高等学校等」について  
埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程（対象校のみ<sup>※</sup>）を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。  
※ 専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。
- ※2 「品行方正であって、学習意欲があり」について  
学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として  
**在学する学校の校長から推薦を受ける**必要があります。
- ※3 「経済的理由により修学が困難」について  
埼玉県教育委員会が定める所得基準を満たす必要があります。（4ページ参照）

## 3 所得基準

以下の世帯が所得基準を満たします。

- (1) 児童扶養手当受給世帯（ひとり親）
- (2) 生活保護受給世帯
- (3) **世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算（保護者とその配偶者の合計）が次表の基準額以下の世帯**

令和6年度の世帯の住民税所得の基準額※ <sup>1</sup>		
世帯の人数※ <sup>2</sup>	小・中・高・大学生等が 2人までの世帯	小・中・高・大学生等が 3人以上の世帯
1人	123,300円	-
2人	280,300円	-
3人	328,600円	606,800円
4人	448,400円	809,000円
5人	603,100円	1,065,400円
6人	676,000円	1,191,200円
7人	732,400円	1,294,800円
8人	840,300円	1,456,800円

(世帯年収の目安…両親と学生2人の4人世帯の場合、約830万円以下)

※1) 保護者とその配偶者の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算を、世帯の住民税所得割額とします。配偶者が控除対象配偶者の場合、配偶者の住民税所得割額は0円とします。

※2) 「世帯の人数」は、①申請者、②保護者、③保護者の配偶者、④保護者の税法上の扶養親族(申請者を除く)、⑤保護者の配偶者の税法上の扶養親族の合計人数のことです。保護者又はその配偶者の扶養に入っていない祖父母・兄弟等は、世帯の人数に含めません。

- **ただし、令和6年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が所得基準を超えている場合であっても、家計急変の事情を証明する書類に基づき、県にて再計算のうえ審査を行います。なお、児童扶養手当・生活保護を受給している場合、世帯の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額は、0円とします。**

## 4 奨学金の貸与額・期間

### I 奨学金貸与額について(申し込み時期に応じて貸与額が異なりますので、II 貸与期間を御確認ください。)

貸与額は、在学する学校の国公立・私立の別に応じて、下記の①～③から、選択します。

貸与を希望する金額は、申請者本人(生徒本人)が申請時に選択してください。また、奨学金の貸与額は、後で変更することができないので、慎重に決めてください。

**埼玉県高等学校等奨学金は、貸与です。高等学校等卒業後に必ず返還しなければなりません。**

区 分	月額奨学金(12か月分)
国公立高等学校等	① 180,000円(15,000円/月)
	② 240,000円(20,000円/月)
	③ 300,000円(25,000円/月)
私立高等学校等	① 240,000円(20,000円/月)
	② 360,000円(30,000円/月)
	③ 480,000円(40,000円/月)

区 分	月額奨学金(6か月分)
国公立高等学校等	① 90,000円(15,000円/月)
	② 120,000円(20,000円/月)
	③ 150,000円(25,000円/月)
私立高等学校等	① 120,000円(20,000円/月)
	② 180,000円(30,000円/月)
	③ 240,000円(40,000円/月)

## II 貸与期間

申請の時期によって貸与月数が異なります。

(1) 令和6年9月2日(月)(必着)までに申請者から直接県に申請書類が提出された場合

⇒ 令和6年4月から令和7年3月までの12か月分が一括で貸与されます。

(2) 令和6年9月3日(火)から令和7年2月28日(金)までの間に申請者から直接県に申請書類が提出された場合

⇒ 令和6年10月から令和7年3月までの6か月分が一括で貸与されます。

## III 貸与方法

貸与資格の認定を受けた申請者(生徒)は、戸籍上の親権者のうち1名と揃って(同意は親権者全員が必要)、埼玉りそな銀行の窓口で借入(契約)手続きを行います。

奨学金は、借入(契約)手続き完了後、月の7日又は23日(休業日の場合は翌営業日)に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座へ一括で入金されます。

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は申請者(生徒)本人です。借入(契約)手続きの際、契約用の収入印紙代がかかります。貸与額により400円~1,000円になります。なお、収入印紙代については、申請により補助を行います。詳細については高等学校等卒業時に御案内する予定です。

### ○貸与額の例

私立高等学校に在学している者が月額奨学金の認定を受け、月額奨学金40,000円を選択した場合

$$\begin{aligned} \text{(年間)} & 40,000\text{円} \times 12\text{か月} = \mathbf{480,000\text{円}} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{(年額)} \quad \mathbf{480,000\text{円}} \end{aligned}$$

### ○返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金40,000円を3年間\*借入した場合(※3年間借りるには毎年申請が必要です。)

$$\begin{aligned} & \text{(3年間の借入額合計)} \\ & 40,000\text{円} \times 12\text{か月} \times 3\text{年} = \mathbf{1,440,000\text{円}} \\ & \text{(12年間で返済する場合の1か月あたりの返還額)} \\ & 1,440,000\text{円} \div 12\text{年} \div 12\text{か月} = \mathbf{(月額) およそ10,000\text{円}} \end{aligned}$$

### ○あなたの場合 (返還についての詳細は、6ページの「5 返還」を参照してください。)

借入額と返還額を確認してください。

$$\begin{aligned} & \text{(借入額合計)} \\ & \begin{array}{ccc} \text{月額奨学金} & \text{貸与年数} & \text{合計} \\ \hline \text{_____円} \times 12\text{カ月} \times \text{_____年分} = \text{_____円} \end{array} \\ & \text{(1カ月あたりの返還額)} \\ & \begin{array}{ccc} \text{貸与年数} & \text{合計} & \text{返還額/月} \\ \hline \text{_____年間の借入額} \text{_____円} \div 12\text{年} \div 12\text{月} = \text{月額} \text{_____円} \end{array} \end{aligned}$$

## 5 返還

### I 返還について

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。  
高等学校等卒業予定月の4年6か月経過後から、12年で返還する計画を立てます。

	内容
返還開始時期	○高等学校等卒業予定月の4年6か月経過後から返還開始
返還期間	○12年 ○借入（契約）手続き時に返還計画を立てます。 ○奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	○返還計画に沿って返還する場合には利息はかかりません。 ○ <b>正当な理由がなく期日までに奨学金の返還をしなかったときは、遅延損害金の支払義務が生じます。</b>
返還方法	○口座引落（毎月5日） ○ <b>一定期間内に返還が行われない場合には、個人情報情報機関に事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。</b>

### II 返還猶予

大学等在学、生活保護、求職活動中や経済的理由などにより、一定の要件を満たす場合には、申出により奨学金の返還が一定期間猶予される制度があります。  
詳しくは、埼玉県教育委員会（財務課）までお問い合わせください。

### III 返還免除（又は一部免除）

奨学金は原則、返還しなければなりません。次のいずれかの場合は貸与された奨学金の返還が免除（又は一部免除）されます。

事由	免除の要件
本人が死亡したとき	申出により返還が免除されます。
高等学校等在学中の学業・スポーツ文化・ボランティア活動などで、特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が一定の要件を満たしたとき	卒業した高等学校等の校長から推薦を受けたうえで、対象者として選ばれた場合に、貸与された奨学金の返還が一部免除されます。



## 6 申請と審査

### I 申請方法及び書類

下記の表を参照し、必要な書類を揃え、直接県へ提出してください。

なお、審査の状況によっては、下記の表以外にも必要書類をお願いする場合があります。

申請者が多数の場合は、基準を満たしていても、貸与資格認定を受けられない場合があります。

	①申請書	②本人確認資料	③世帯の収入を証明する書類			④家計急変を証明する書類	⑤戸籍謄本	⑥住民票	
			(1)課税証明書		(2)児童扶養手当受給証				(3)生活保護決定通知書及び生活保護受給証
			保護者	配偶者					
ふたり親世帯	○	○	○	○			○	○	
ふたり親世帯 (配偶者控除あり)	○	○	○				○	○	
ふたり親世帯 (生活者保護受給世帯)	○					○	○	○	
ひとり親世帯	○	○	○				○	○	
ひとり親世帯 (児童扶養手当受給)	○	○			○		○	○	
ひとり親世帯 (生活者保護受給世帯)	○					○	○	○	
申請時生徒本人が成人の場合 (児童扶養手当受給世帯も同様)	○	○ 生徒本人のみ提出	○ 生徒本人のみ提出	(○) 生徒本人に配偶者がいる場合			○		
申請時生徒本人が成人の場合 (生活者保護受給世帯)	○					○	○		

**【提出期限】 令和7年2月28日(金) 埼玉県必着**

- ※ 提出期限は、申請者から県に書類を提出する期限です。  
提出用封筒に必要書類を封入し提出してください。
- ※ 家計急変後、提出期限内であれば随時申請することができます。

◎県へ提出する前にで確認してください。

#### □ ①奨学金貸与資格認定申請書(様式第1号(2))

「生徒本人」、「保護者」欄は、必ずそれぞれ自筆で記入してください。「氏名」欄は、本人確認資料の表記と同じにしてください。

生徒本人の「電話番号」欄は保護者と同一でも構いません。

「貸与を希望する額」は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。また、将来の返還額についても十分に検討してください。

「世帯状況」欄には、申請者（生徒）と生計を一にする方（同居している方及び別居であっても単身赴任等の方）を全員記入してください。

記入を誤った場合は、修正液を使わずに二重線により訂正してください。（訂正印不要）  
**記載漏れ、虚偽の記載があった場合は、貸与資格が認められませんので御注意ください。**

「申請期間」欄は、申請書類の提出日に応じて申請期間が異なります。

- ① 令和6年9月2日(月)（必着）までに申請者から県へ申請書類が提出された場合  
⇒ 令和6年4月から令和7年3月まで
- ② 令和6年9月3日(火)以降に申請者から県へ申請書類が提出された場合  
⇒ 令和6年10月から令和7年3月まで

**家計急変の場合、「貸与を希望する奨学金の種類」は「月額奨学金」のみとします。**

## □ ②本人確認資料

本人確認資料（社会保険証等）の写しを貼付欄に添付してください。

**生活保護受給世帯は、本人確認資料（社会保険証等）の写しの貼付は不要です。**

## □ ③世帯の収入を証明する書類

**（ア～ウのうち該当するいずれかの書類を提出してください。）**

**ア 「児童扶養手当」を受給するひとり親世帯の場合**

◎「児童扶養手当受給証」の写し

受給者氏名、受給額、有効期限がわかるようにコピーしてください。

**イ 生活保護を受給している世帯の場合**

◎直近の月の「保護決定（変更）通知書」の写し

受給者氏名、その月の受給額、発行日がわかるようにコピーしてください。

**ウ 上記以外の世帯の場合**

◎令和6年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額を証明する書類（いずれかひとつで可）

○令和6年度（令和5年所得分）課税証明書・非課税証明書（写し可）

（各市町村によって必要な証明書の名称が異なりますので、12ページを参照ください。）

○令和6年度（令和5年所得分）納税通知書（写）

○令和6年度（令和5年所得分）特別徴収税額の決定・変更通知書（写）

※ 無収入等で非課税の場合にも、非課税証明書が必要です。

※ 原則、「保護者」とその「配偶者」の証明書類を提出してください。ただし、「保護者」の証明書類から「配偶者」が所得税法上の扶養親族であることがわかる場合は「配偶者」の証明書類は省略できます。

※ 単身赴任等、勤務地の関係で別居されている方も証明書類が必要です。

※ 源泉徴収票は、道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が記載されていないため課税証明書の代わりになりません。

## □ ④家計急変の事情を証明する書類

家計急変の事情及び事実発生年月日が分かる書類を提出してください。

(書類の例)

◇ 保護者の死亡により申請する場合

・除籍謄本等

◇ 失職・退職により申請する場合

・退職証明書 ・雇用保険受給資格証の写し  
・無職になったことを証明する書類等

◇ 転職等により収入が大きく減少した場合

・転職したことが確認できる書類  
・直近の給与明細書（原則3か月分）の写し等

◇ 保護者の離別により収入が減少した場合

・離別したことが分かる書類（戸籍謄本）等  
◇ その他状況に応じて必要な書類

## □ ⑤戸籍謄本(全部事項証明) ※ 申請日以前3カ月以内に発行されたもの

申請者(生徒)が入っている戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。(個人事項証明は不可)

なお、戸籍謄本の申請者(生徒)の欄に親権者として記載された方が亡くなっている場合には、その親権者の戸籍謄本又は除籍謄本を提出してください。(申請者(生徒)の戸籍謄本で分かる場合は除く。)

申請者(生徒)又は保護者が外国籍の場合は、世帯全員を記載した住民票(世帯主との続柄を省略していないもの)を提出してください。

## □ ⑥世帯全員が記載された住民票(ひとり親世帯の場合のみ)

ひとり親世帯の場合のみ提出してください。

なお、ひとり親世帯であっても、「②世帯の収入を証明する書類」で児童扶養手当の受給証の写しを提出する方は、住民票を省略できます。

## II 審査と貸与資格認定

申請に基づき、埼玉県教育委員会が審査のうえ、貸与資格の認定を行います。審査結果の送付には、概ね一か月程度かかります。

貸与資格認定者は、埼玉りそな銀行で借入(契約)手続きを行い、手続き完了後、生徒本人の口座へ入金されます。

申請者が多数の場合は、基準を満たしていても、貸与資格認定を受けられない場合があります。

貸与を辞退したとき、高等学校等を退学・休学したとき、保護者が県外に転居したとき、不正な手段で貸与を受けたときは、奨学金の貸与資格認定を取消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

## III 申請前の最終確認

埼玉県教育委員会へ申請書と必要書類を提出する前に、以下のチェックリストで最終確認を行ってください。

### ①申請書について

- 申請書の「生徒本人」「保護者」欄は、それぞれ自筆したか。
- 申請書に記入漏れはないか(特に「生徒本人の電話番号」欄)。
- 本人確認資料(社会保険証等)の写しを貼り付けているか。(生活保護受給世帯を除く)

### ②世帯の収入を証明する書類について

- 児童扶養手当受給証の写しを提出する場合、有効期限は切れていないか。
- 生活保護世帯の場合、生活保護決定(変更)通知書の写しと生活保護受給証の写しの両方を提

出しているか。

- 課税証明書は、令和6年度の証明書か（源泉徴収票は不可）。
- 配偶者分の証明書類を省略する場合、保護者分の証明書類において、配偶者が所得税法上の扶養親族であることがわかるか。

### ③家計急変の事情を証明する書類について

- 家計急変の事情及び事実発生年月日が分かる書類を提出しているか。

### ④戸籍謄本について

- 申請者（生徒）の戸籍の全部事項証明書か（個人事項証明書は不可）。

### ⑤住民票について

- 生徒本人が外国籍の場合、世帯全員を記載した住民票を提出しているか（続柄等を省略していないもの）。
- ひとり親世帯の場合、世帯全員を記載した住民票を提出しているか（続柄等を省略していないもの）。※児童扶養手当受給証の写しを提出する場合は省略可

## 7 よくある質問

### Q. 奨学金はいつ入金されますか？

- A. 埼玉県教育委員会から認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。認定を受けた後、埼玉りそな銀行の本支店のいずれかに、事前に電話予約の上、生徒本人と親権者が揃って来店し、窓口で借入（契約）手続きを行います。（2ページ参照）

### Q. 奨学金はいくら借りることができますか？

- A. 貸与額（借りることができる金額）は、国公立・私立の別に応じて、4ページ下部の表から申請時に選択します。申請書上で貸与希望額を選択し、記入してください。奨学金の貸与金額は、後で変更することができませんので、注意してください。

### Q. 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

- A. 来年度以降（令和7年度以降）も引き続き奨学金の貸与を希望する場合には、改めて在学する高等学校等を通じて申請が必要です。その後、埼玉県教育委員会での審査を経て、認定を受けた方は、埼玉りそな銀行で借入（契約）手続きを行います。

なお、令和6年度埼玉県高等学校等奨学金の認定を受けた方で、令和7年4月以降も引き続き高等学校等に在学している方には、令和7年4月上旬に在学している学校を通じて引き続き奨学金の貸与を希望するかどうかの確認を行う予定です。

### Q. 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

A. 埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。

他の制度の方で併用を禁止している場合がありますので、その制度を取り扱っているところへ制度の併用が可能かどうか確認してください。

なお、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

### Q. 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

A. 高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

### Q. 奨学金の貸与を辞退したいのですが？

A. 奨学金の貸与を辞退するときは、「奨学金貸与辞退（申請取下げ）届（様式第4号）」を在学する学校へ提出してください。

埼玉県教育委員会から認定を受けた後に辞退をしたい場合は、「奨学金貸与辞退（申請取下げ）届（様式第4号）」と併せてお渡しする「埼玉県高等学校等奨学金貸与認定証」を在学する学校へ提出してください。

### Q. なぜ生徒本人と親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

A. 奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法上の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入れに必要な手続きに同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

### Q. 今後返済が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

A. 返済は埼玉りそな銀行へ行っていただきますので、返済が遅れた場合には、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から御返済依頼の連絡が行われます。

その後、更に一定期間内に返済が行われない場合には、個人信用情報センターに事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じますので、くれぐれも御注意ください。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、返済日の前までに必ず埼玉県教育委員会（財務課）または、借入（契約）を行った埼玉りそな銀行の店舗へ御相談ください。

住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

	市町村名	課税証明書等の名称		市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書	な 行	所沢市	市県民税所得課税証明書
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	市県民税課税証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書		長瀨町	所得課税証明書
	入間市	市県民税（非）課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町民税・県民税 所得・課税 （非課税）証明	は 行	新座市	市民税・県民税課税証明書
	小川町	住民税決定証明書		蓮田市	課税証明書
	桶川市	課税・非課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書
か 行	春日部市	課税（非課税）証明書		飯能市	課税（非課税）・所得証明 書
	加須市	所得・課税（非課税）証明書		東秩父村	課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	課税（所得）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	課税証明書		富士見市	市民税県民税課税証明書
	川島町	課税証明書	ふじみ野市	課税証明書	
	北本市	課税（所得）証明書	本庄市	所得・課税証明書	
	行田市	所得課税証明書	ま 行	松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	課税（非課税）証明書		三郷市	課税（所得）証明書
	熊谷市	市民税県民税所得・課税（非課税）証明書		美里町	課税（非課税）証明書
	鴻巣市	課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	課税（非課税）証明書		宮代町	住民税決定証明書
	さ 行	さいたま市		所得・課税（非課税）証明書	三芳町
坂戸市		課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	所得（非）課税証明書
幸手市		住民税決定（課税・非課税）証明書	や 行	八潮市	課税（所得）証明書
狭山市		市・県民税課税証明書		横瀬町	住民税決定証明書
志木市		市・県民税課税証明書		吉川市	課税・非課税証明書
白岡市		課税所得証明書		吉見町	住民税決定証明書
杉戸町		住民税決定証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
草加市		課税（非課税）証明書	ら 行	嵐山町	住民税決定証明書
た 行	秩父市	所得課税証明書	わ 行	和光市	住民税決定証明書
	鶴ヶ島市	課税（非課税・所得）証明書		蕨市	市・県民税所得課税証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書			

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

奨学金貸与資格認定申請書(新規・在校生 用)

(あて先)

令和6年 8月15日

埼玉県教育委員会教育長

在籍学校	埼玉県 立 埼玉高等 学校
課程・学年	全日制・定時制・通信制・その他( ) 第 1 学年(年次)

生徒本人	フリガナ	サイタ・アヤコ	国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和 6年 7月31日 記号 99 番号 12345678 氏名 埼玉 彩子 生年月日 平成 20年 5月 4日 世帯主氏名 埼玉 ○○市○○ 住所 1-1-1 資格取得年月日 令和 2年 4月 1日 発行期日 交付年月日 令和 5年 4月 1日 保険証番号 6 5
	氏名	埼玉 彩子	
	生年月日	昭和 20年 5月 4日 平成	
	電話番号	048-000-0000	
住所	〒 300-0000 埼玉県○○市○○ 1-1-1	健康保険証、運転免許証、マイ ナンバーカードの表面等のコピー いずれか一つを添付してください 生活保護受給世帯は不要です。 申請時生徒本人が18歳以上 の場合は本人のもののみ添付。	
保護者	フリガナ	サイタ・イチロウ	国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和 6年 7月31日 記号 99 番号 12345678 資格取得年月日 令和 2年 4月 1日 発行期日 交付年月日 令和 5年 4月 1日 保険証番号 1 2 3 4 5 6 ○○市
	氏名	埼玉 一郎	
	生徒・人との関係	父	
	電話番号	090-000-0000	
住所	〒 300-0000 埼玉県 ○○市○○ 1-1-1	電話番号も忘れずに記入して下さい (保護者と同じ番号も可)	
保護者の配偶者	フリガナ	サイタ・ハナコ	国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和 6年 7月31日 記号 99 番号 8765678 氏名 埼玉 花子 性別 女 生年月日 昭和54年 6月 3日 世帯主氏名 埼玉 一郎 住所 ○○市○○1-1-1 資格取得年月日 令和 2年 4月 1日 発行期日 交付年月日 令和 5年 4月 1日 保険証番号 1 2 3 3 2 1 ○○市
	氏名	埼玉 花子	
	生徒・人との関係	母	
	電話番号	080-000-0000	
住所	〒 300-0000 埼玉県○○市○○ 1-1-1		

※ 裏面を記入してください 裏面も忘れずに記入してください 課記入欄

【裏 面】

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します。

生活保護と児童扶養手当の両方を受給している場合は、児童扶養手当受給世帯に「○」を付してください。  
 生活保護と児童扶養手当の両方を受給していない場合は、生活保護受給世帯に「○」を付してください。  
 生活保護と児童扶養手当の両方を受給していない場合は、児童扶養手当受給世帯に「○」を付してください。  
 生活保護と児童扶養手当の両方を受給していない場合は、その他の世帯に「○」を付してください。

生活保護と児童扶養手当の両方を受給している場合は、児童扶養手当受給世帯に「○」を付してください

いずれかに「○」を付してください

世帯区分		生活保護受給世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯 ・ その他の世帯		
申請期間		在籍する学校区分の中から希望額を選択し、「○」を付してください。(入学一時金は選択できません)		
貸与を希望する額	合計 (①+②) <b>24</b> 万円	国公立	①月額奨学金	ア 18万円(月額1万5千円)    イ <b>24万円</b> (月額2万円) ウ 30万円(月額2万5千円)    エ 希望しない
			②入学一時金	ア 5万円    イ 10万円    ウ 希望しない
	私立	①月額奨学金(6か月分)	ア 24万円(月額2万円)    イ 36万円(月額3万円) ウ 48万円(月額4万円)    エ 希望しない	
		②入学一時金	ア 10万円    イ 25万円    ウ 希望しない	
世帯状況	続柄	氏名	年齢	職業 又は 学校名
	生徒本人	埼玉 彩子	15	埼玉県立埼玉高等学校
	父	埼玉 一郎	40	会社員
	母	埼玉 花子	40	無職
	兄	埼玉 太郎	19	大学1年生
記入誤り・記入漏れがあった場合、審査・認定が遅れる場合があります。 記入例をよく読んで記入をお願いします。				

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに届け出ること